

第1回 益田市中山間地域将来ビジョン会議 次第

令和5年8月31日(木) 13:30～

益田市役所 本館3階 第1会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 議長あいさつ

4 議 題

(1) 益田市中山間将来ビジョン会議の設置について

資料1

(2) (仮称) 益田市中山間地域振興基本計画の策定について

① 策定の概要について

資料2

資料3

資料4

② 計画の対象とする地域について

(3) 参考資料

・ 益田市協働のまちづくり推進条例

資料5-1

・ 益田市中山間地域振興基本条例

資料5-2

・ 都城市及び島根県の計画、豊岡市地域コミュニティビジョン

5 意見交換

6 その他

次回開催日程について

益田市中山間地域将来ビジョン会議設置要領

(名 称)

第 1 条 本会議は、益田市中山間地域将来ビジョン会議（以下「ビジョン会議」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 益田市中山間地域振興基本条例の基本方針に基づき、持続可能な中山間地域づくりを目指す取組等について協議するため、ビジョン会議を設置する。

(構 成)

第 3 条 ビジョン会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役 員)

第 4 条 ビジョン会議に議長を置く。

2 ビジョン会議の議長は、益田市地域振興アドバイザーをもって充てる。

3 議長はビジョン会議を代表し、会議の円滑な運営を図るものとする。

(協議事項等)

第 5 条 ビジョン会議は、次の事項について意見交換及び情報の共有を行うものとする。

- (1) 中山間地域の現状・課題に関すること。
- (2) 中山間地域の振興に関する計画及び施策に関すること。
- (3) その他中山間地域振興のため必要な事項に関すること。

(会 議)

第 6 条 ビジョン会議は、議長が進行する。

2 ビジョン会議には、必要があると認めるときは第 3 条に掲げる者以外の者が会議に出席し、又は意見を述べることができる。

(費用弁償)

第 7 条 ビジョン会議では、日当に相当する報償費と旅費を支給する。

2 旅費は実費とする。

(庶 務)

第 8 条 ビジョン会議の庶務は、益田市政策企画局連携のまちづくり推進課が処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、ビジョン会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第 3 条関係）

益田市地域振興アドバイザー

地域自治組織関係者

NPO 法人関係者

地域おこし協力隊員

連合自治会長会の推薦を受けた者

中間支援組織関係者

まちづくりコーディネーター

商工団体関係者

その他市長が必要と認める者

(仮称)「益田市中心間地域振興基本計画」策定の概要

1 計画策定の考え方

- ・計画は中山間地域のあり方についての市のビジョン及び具体的な施策を示すもの。
- ・益田市中心間地域振興基本条例第7条に示す「施策の策定等に関する基本方針」に従う。

2 計画策定の留意点

- 1) ビジョンの策定方法
 - ・地域住民の意見を反映することにより原案作成
- 2) 各論の整理
 - ①特に十分な内部検討を要するものと、特に住民意見を反映するものの整理
 - ・庁内検討するもの⇒(例)地域自治組織の位置づけ(地域マネージャー制度等)、自治会、公民館
 - ・住民意見を踏まえて検討するもの⇒(例)中山間地域の価値づけ、「むらおさめ」
 - ②関連計画との整合性
 - ・第6次益田市総合振興計画、益田市地域福祉計画
 - ・益田市都市計画マスタープラン(策定中)、地域計画(策定中)
 - ③県中山間地域振興計画との整合性
 - ・令和5年度に調査実施、基本方針協議、令和6年度～令和7年度計画案作成(策定:9月)
 - ・「地域の課題解決に向けた取組」への支援、「医療・介護、買い物等の生活機能を将来にわたり維持」する方向性(県知事施政方針)

3 計画策定体制

- 1)【庁内体制】計画策定決定、管理及び調整、関係部署間の連絡調整を行う。
 - ①連絡調整会議
 - ②連絡会議
 - ※島根県中山間地域研究センターによる分析支援、政策の方向性提案
- 2)【庁外体制】住民意見聴取及び取りまとめ、施策提案、審議
 - ・令和5年度:意見交換会(中山間地域将来ビジョン会議)
 - ・令和6年度:審議会(仮称:中山間地域振興計画審議会)
 - メンバー:地域振興アドバイザー、地域自治組織関係者、NPO関係者、まちづくりコーディネーター、地域おこし協力隊員、連合自治会長会関係者、中間支援組織関係者、商工団体関係者

4 スケジュール

- 1) 中期的なスケジュール

年度	目的	取組
令和4	機運醸成	益田市地域振興アドバイザー委嘱、中山間地域振興研修実施
令和5	現状分析・基本方針決定	連絡調整会議及び将来ビジョン会議開催、地域ヒアリング実施
令和6	計画素案策定	審議会設置、計画策定外部委託
令和7	計画策定(9月)	県計画を踏まえた調整、パブリックコメント実施

基本方針決定:中山間地域振興の将来像や方向性の決定

将来像/計画のキャッチフレーズ

方向性/横断目標及び基本目標

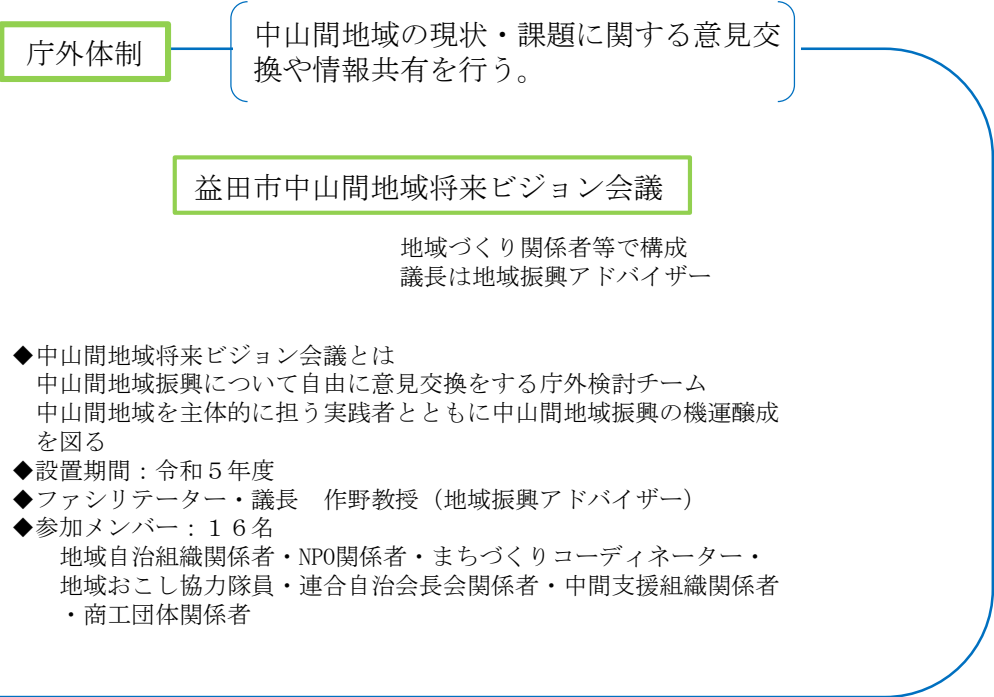
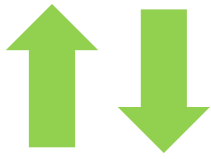
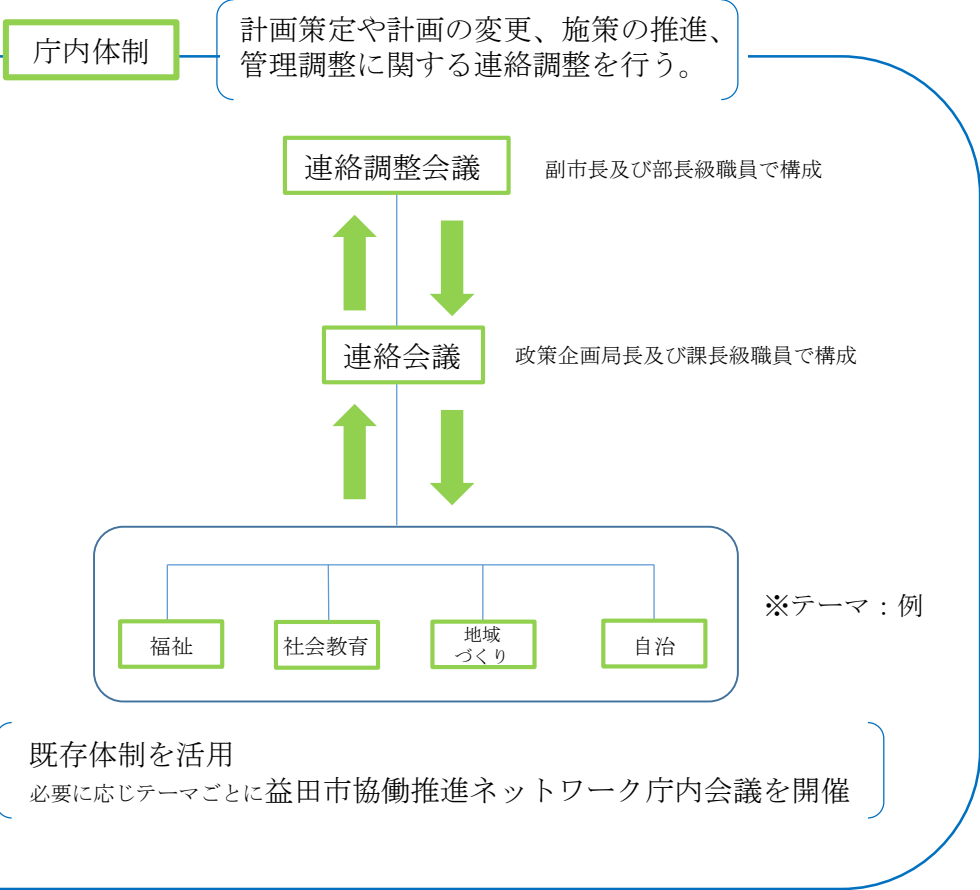
- 2) スケジュール案 別紙のとおり

【参考】

【令和5年度 島根県実施調査】

- ①集落人口調査(市町村へ照会)
- ②集落活動調査(アンケート調査)
- ③小さな拠点づくり進捗状況調査(ヒアリング調査)
- ④生活機能調査(GISデータ作成)

(仮称) 益田市中山間地域振興基本計画策定体制



(仮称) 益田市中山間地域振興計画策定スケジュール

年	月	庁内体制		庁外体制		その他
		連絡調整会議・連絡会議	将来ビジョン会議	審議会	外部委託	
令和5年度	4月					
	5月					
	6月					サマーレビュー検討
	7月	計画策定スタート協議(7/3)				データ収集
	8月	第1回(概要説明)(8/23)	第1回(8/31)			住民ヒアリング
	9月		視察			
	10月	第2回(課題整理①)	第2回(10/23)			
	11月	第3回(課題整理②)	第3回(11/17)			予算編成
	12月			(政策調整会議)		
	1月	第4回(方向性)	第4回(1/26)	(法令審査会)		
	2月	第5回(基本方針案検討)	第5回(2/16)	(調査会)		地域自治組織フォーラム
	3月	《基本方針決定》		(条例制定)		
令和6年度	4月				(プロポーザル)	
	5月	第6回(計画素案協議)			(契約事務)	
	6月			第1回		
	7月	第7回(計画素案協議)				
	8月			第2回		
	9月					
	10月	第8回(計画素案協議)		第3回		
	11月					
	12月					
	1月	第9回(計画素案報告)		第4回		
	2月					地域自治組織フォーラム
3月	《計画素案決定》				島根県中山間地域活性化計画策定	
令和7年度	4月	第10回(計画案協議)				島根県中山間地域活性化計画内容確認
	5月			第5回		パブコメ実施
	6月	第11回(計画案協議)		第6回		
	7月					政策調整会議
	8月					調査会
	9月	《計画策定》				9月議会

○益田市協働のまちづくり推進条例

令和 2 年 3 月 2 5 日

益田市条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、協働に関する基本原則、市及び多様な主体の役割並びに施策に関する基本的な事項を定めることにより、多様な主体が当事者として協働し、魅力ある住みよいまちづくりに向けた取組を行い、もって豊かで活力ある持続可能なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を実現するために、多様な主体が互いを尊重し、対等の立場で協力し、ともに取り組むことをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動するものをいう。
- (3) 地域住民 市内の一定の地域に居住する者又は地域で活動するものをいう。
- (4) 地域自治組織 地域住民の相互の連携及び協力のもと、地域の課題の解決及び地域の個性、実情等に応じた地域づくりを行うことを目的として、おおむね公民館の所管する区域（益田市公民館設置及び管理に関する条例（昭和 2 7 年益田市条例第 4 1 号）第 3 条に規定するものをいう。以下同じ。）を範囲に組織される、区域を代表する総合的な自治組織（市長の認定を受けたものに限る。）をいう。
- (5) 自治会等 自治会その他の地縁に基づいて形成された団体及び連合自治会をいう。
- (6) 市民活動団体 不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題の解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う、営利を主たる目的としない団体をいう。
- (7) 事業者 市内において、主として営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (8) 学校等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校及び同法第 1 2 4 条に規定する専修学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。
- (9) 中間支援組織 市民と市民又は市民と市の間にとって、協働によるまちづくりを推進し、まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うものをいう。
- (10) 多様な主体 第 2 号から前号までに規定するものをいう。

(基本原則)

第 3 条 協働は、次に掲げる基本原則に基づいて行わなければならない。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解しあうこと。
- (2) 目的共有の原則 協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(市の役割)

第4条 市は、多様な主体が取り組む自主的なまちづくりを尊重し、協働によるまちづくりを推進するものとする。

- 2 市は、協働の推進に際し、多様な主体との対話及び交流の機会をつくり、多様な主体の意見を広く聴き、施策に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、積極的に情報提供を行うよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、地域自治組織、自治会等、市民活動団体その他のまちづくりに取り組むものの活動への理解を深め、その活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(地域自治組織の役割)

第6条 地域自治組織は、地域住民の意見及び要望を把握し、地域の課題の解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組むものとする。

- 2 地域自治組織は、地域の課題を解決するため、市又は市民活動団体その他の組織と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第7条 自治会等は、地域住民の交流を深め、互いに助け合いながら、身近な地域の課題を解決するよう努めるものとする。

- 2 自治会等は、自らが行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、参加の機会を確保するものとする。

(市民活動団体の役割)

第8条 市民活動団体は、自らが行う活動の社会的意義を理解し、その専門性、柔軟性を活かし、まちづくりに取り組むものとする。

- 2 市民活動団体は、広く情報を発信し、自らが行う活動への理解及び参加が得られるよう努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、市、地域自治組織等と連携し、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第10条 学校等は、その特性を活かし、市、地域自治組織等と連携し、地域のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

(中間支援組織の役割)

第11条 中間支援組織は、市と連携し、地域の課題解決等に取り組む地域自治組織等の取組が円滑に進むよう必要な支援を行うとともに、各主体間の調整を行い、協働によるまちづくりを推進するものとする。

(市の施策)

第12条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 地域の拠点及びその拠点における機能の強化
- (2) 地域の課題の解決に関する取組を担う人材の育成
- (3) 協働の担い手となる団体の育成及び団体の取組の基盤の強化の支援
- (4) 協働のまちづくりを推進するために必要な情報の提供
- (5) 多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場の提供

2 市は、地域自治組織、自治会等、市民活動団体その他の協働によるまちづくりに取り組むものに対し、活動を推進するための施策を総合的に実施するとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、中間支援組織と連携するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○益田市中山間地域振興基本条例

令和 4 年 6 月 2 8 日

益田市条例第 1 8 号

私たちのまち益田市は、島根県の総面積の約 1 割を占め、県内で最も広大な面積を有しているが、市域の大半は、中山間地域である。中国山地を背に山地、林野、田畑が広がるとともに、清流高津川をはじめとする河川の豊かな水が日本海に流れ、恵まれた自然と美しい景観の中で歴史と伝統、文化が育まれ、地域経済が発展してきた。

中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能を有するのみならず、山、川、海と続く自然環境の保全、食料の安定供給、自然とのふれあいの場の提供等の公益的な機能等を有しており、中山間地域の資源が産み出す恩恵は、市民が豊かな生活を営むために必要な市民共有の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域では、人口の著しい減少、少子高齢化の急速な進展に伴い、小規模・高齢化集落及び限界的集落の増加による集落機能の低下や農林水産業等の経済活動の停滞等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体が脆弱^{ぜい}になり、危機的な状況にある。

このような状況に歯止めを掛け、市及び市民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来における豊かで活力のある生活環境を確保することは、大変重要な課題である。中山間地域は、その課題の程度や性質が地域ごとに異なる面が大きいことから、圏域を設定し、その圏域の実態に応じた取組の推進が求められる。

ここに私たちは、中山間地域の資源が産み出す恩恵が市民共有の財産であることを相互に理解し合い、持続可能な中山間地域づくりを目指し、中山間地域振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中山間地域の振興について、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）第 7 条第 1 項の規定により振興山村として指定された区域
 - (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域
- (基本理念)

第 3 条 中山間地域の振興に関する基本理念は、次に掲げるものとする。

- (1) 水源涵養、災害の防止、食料の安定供給、豊かな自然とのふれあいの場の提供等の中山間地域が有する公益的機能が市民共有の貴重な財産であり、市民生活の維持向上に必要不可欠なものであることを踏まえ、その機能の保全及び維持に努めること。
- (2) 市民が中山間地域の公益的機能の重要性を理解し、その恩恵を享受していることを認識すること。
- (3) 中山間地域の市民が安心して生活を続けられる施策を実施すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、市が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第6条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に関する基本方針)

第7条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施に関する基本方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 中山間地域の有する公益的機能に関する市民の意識の啓発を図ること。
- (2) 中山間地域の市民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- (3) 中山間地域の伝統及び文化の保存及び伝承に必要な支援を図ること。
- (4) 定住を促進するための生活環境の整備及び市民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- (5) 中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- (6) 中山間地域における産業、とりわけ生産、加工、流通及び消費につながる農林水産業の振興を図ること。
- (7) 中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- (8) 地域の特性及び実情に応じた施策の実施を図ること。
- (9) 中山間地域とその他の地域及び中山間地域相互における多様な交流及び連携を図ること。
- (10) 中山間地域における教育環境の充実を図ること。

2 市は、前項各号に掲げる基本方針のほか、中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、各種の施策相互の有機的な連携を図り、総合的かつ計画的に行うものとする。

(基本計画)

第8条 市は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 総合的かつ中長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映できるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制の整備等）

第9条 市は、中山間地域の振興に関する施策を包括的かつ積極的に推進するための体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第10条 市は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第11条 市長は、毎年、中山間地域の振興に関する施策の実施状況等について議会に報告し、これを公表しなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。